

# 第13回 定時株主総会 招集ご通知



E-J Holdings

日時

2020年8月28日（金曜日）  
午前10時

場所

岡山市北区駅元町1-5  
ホテルグランヴィア岡山 4階  
フェニックスの間

※今回より会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場案内図」をご参照の上、お間違いないようご注意ください。

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	2
<b>議案 剰余金の処分の件</b>	
（添付書類）	
事業報告 .....	3
連結計算書類 .....	22
計算書類 .....	35
監査報告書 .....	42

株主の皆様へ

1. 本年総会では、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、議決権は事前に議決権行使書（郵送）にて行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討いただけますようお願いいたします。
2. また、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、例年より小規模かつ議事を短縮して運営させていただきます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。
3. ご来場の株主様には、受付にて検温（非接触式）の実施、アルコール消毒及びマスク着用のご協力、並びに検温の際、発熱等がある株主様には会場への入場をお断りさせていただくことがありますこと、ご了承くださいませようお願いいたします。

【お土産について】

本年総会では、お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

**E・J ホールディングス株式会社**

証券コード：2153

株主各位

岡山市北区津島京町3丁目1-21

**E・Jホールディングス株式会社**

代表取締役社長 小谷 裕司

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年8月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年8月28日（金曜日）午前10時
2 場 所	岡山市北区駅元町1-5 ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間 ※今回より会場を変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いないようご注意ください。
3 目的事項	<b>報告事項</b> (1) 第13期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第13期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 議案 剰余金の処分の件

以 上

**お願い** 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**お知らせ** 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を、インターネット上の当社ホームページにおいて掲載いたします。

 当社ホームページ：http://www.ej-hds.co.jp

E・Jホールディングス



議案及び参考事項

## 議 案 剰余金の処分の件

当社の期末配当につきましては、当期の実績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
  - ① 当社普通株式1株につき 50円
  - ② 総額 344,471,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年8月31日

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米中貿易摩擦による中国経済の減速に加えて、2020年の年明け以降における新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により急激に減速いたしました。

わが国経済は、比較的堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、各種政策効果もあって期間の前半においては緩やかな回復基調が続きましたが、2019年10月に実施された消費税増税により消費マインドが低下するなかで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年4月には全国で緊急事態宣言が発出され各地で外出自粛要請や営業自粛要請が出されたこと等の影響もあり、足元においては経済活動全般が大きく停滞し先行きについて予断を許さない厳しい状況となりました。

当連結グループを取り巻く建設コンサルタント業界の経営環境は、大型の国土強靱化予算を背景とした防災・減災事業の拡大や老朽化インフラ施設への効率的な維持管理の要請、地域活性化施策の推進など、業界として果たすべき役割は益々大きなものとなっており、当連結グループの市場機会も、引き続き広がりが見られる状況が続きしました。

このような状況の中、当連結グループは、2017年7月12日に公表しました「E・Jグループ第4次中期経営計画」の3年目として、経営ビジョン「わが国第一級のインフラ・ソリューション・コンサルタントグループ」の実現を目指し、「盤石な経営基盤」の構築を図るべく、「主力事業の深化とブランド化」、「新事業領域の創出」、「グローバル展開の推進」、「環境の変化に即応する経営基盤整備の推進」という4つの基本方針のもと、連結子会社の連携を強化し、弱点地域や弱点分野の受注シェアの拡大のためのM&Aの推進による総合力の強化を図ると同時に、生産性の向上を前提とした「働き方改革」、ワーク・ライフ・バランスの実現、これらによる優秀な人材の確保・育成ならびに技術力・マーケティング力向上などを推進してまいりました。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、社員等の感染予防対策に努めるとともに、テレワーク等の働き方改革を積極的に導入し、緊急事態においても生産性を維持しつつ業務を継続するための執務環境の整備を進めてまいりました。

当連結グループが重点分野と定める、環境・エネルギー分野、自然災害リスク軽減分野、都市・地域再生分野、インフラ・マネジメント分野、情報・通信分野及び海外コンサルティング分野に対しては、国内外において案件創出型の営業活動を積極的に推進し、技術の高度化ならびに総合化により顧客評価の向上に努め、高付加価値型業務の受注拡大に努めてまいりました。

2019年10月の東日本台風（台風第19号）による豪雨災害においても、2018年の西日本豪雨災害発生時と同様にグループ全社を挙げて緊急点検、緊急・応急復旧、災害査定設計などに対応してまいりました。引き続き、災害復興事業等に対しましては、総合力を発揮し取り組む所存であります。

さらに、当連結グループの持続的な発展のためのESG（環境、社会、ガバナンス）への対応としてグループの重要な社会課題を特定し、この重要課題解決への取り組みを通じて国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献してまいります。

なお、当事業年度より、新たに、株式会社アークコンサルタント及び株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツを連結子会社に、また、株式会社演算工房を持分法適用の関連会社としております。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、NEXCO（高速道路会社）をはじめとする発注者支援業務や総合技術監理型業務の受注増加等もあり、受注高は全体として順調に推移し、354億92百万円（前連結会計年度比116.8%）となりました。

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、一部業務については納期延期が発生し、また、三密回避のために大都市圏の社員の多くが在宅勤務等を余儀なくされましたが、発注者との協議実施やテレワーク環境の整備を推進したこと等により、業務完成には大きな影響が出なかったことから、売上高は303億94百万円（同116.1%）となりました。

損益面においては、総業務量が増加した中で引き続き工程管理を徹底したことによる作業効率の改善等により売上原価率が低減したことなどから、営業利益29億84百万円（同174.4%）、また、持分法適用による投資利益1億45百万円等により、経常利益32億3百万円（同187.4%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益20億29百万円（同160.9%）となりました。

なお、当連結グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントでありますので、セグメント別の業績は記載しておりません。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、605百万円で、主なものとしては株式会社エイト日本技術開発の計測機器161百万円、自社ビル改修工事130百万円があります。

## 3. 資金調達の状況

当事業年度は、M&Aの資金等として長期借入金10億円を資金調達しております。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年7月に㈱シグマホールディングス（福岡県福岡市）及び㈱アイ・デベロップ・コンサルタンツ（福岡県福岡市）、2019年11月に㈱二神建築事務所（兵庫県姫路市）及び㈱ダイミック（栃木県宇都宮市）の自己株式を除く全ての株式を取得し、同社らを完全子会社としております。また、2019年8月に当社子会社である㈱エイト日本技術開発が有する㈱共立エンジニア及び共立工営㈱の自己株式を除く全株式を現物配当にて取得し、同社らを完全子会社としております。なお、㈱シグマホールディングスは、2019年9月に㈱アイ・デベロップ・コンサルタンツを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

## 8. 対処すべき課題

当業界をとりまく今後の経営環境としましては、我が国の財政状況が極めて厳しい中であって、社会資本整備の重点施策である国土強靱化、防災・減災対策や地域活性化施策の推進に向けて、2020年度の公共事業関係費も前年度と同水準を維持するなど、建設コンサルタントに求められる役割が更に重要になっています。

当連結グループは、2020年度が第4次中期経営計画（2017年度～2020年度）の最終年となる重要な年度であることを重視し、パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しながら、人口減少や高齢化社会の急伸で担い手が不足し、持続的な発展を目指すうえで、ICT（情報通信技術）等を活用したIoT（モノのインターネット）の利用促進や働き方改革の実践が共通の課題となっています。変化する社会ニーズや社会構造に対応すべくイノベーションを推進し、以下に掲げる重要課題に取り組み、グループ各社の特色を生かし国内・海外におけるグローバルな市場を対象として持続可能な成長とグループビジョンの実現に取り組んでまいります。

### ① 主力事業の深化とブランド化

E・Jグループの強みである「環境」「防災・保全」「行政支援」という3つのマネジメント力・技術力のコア・コンピタンス及び、5つの重点分野（環境・エネルギー分野、自然災害リスク軽減分野、都市・地域再生分野、インフラ・マネジメント分野、情報・通信分野）の技術の融合により、従前以上に高度化した総合的技術サービスの展開により、競合会社との差別化を図り、国内外において案件創出型の営業活動を積極的に推進し、受注拡大を図るとともに、顧客評価の向上に努めてまいります。

### ② イノベーションの推進と新規事業の創出

働き方改革を積極的に推し進め、優秀な人材の確保や育成を図るため、ICTの利活用によるBIM/CIM（3次元設計）等の本格的導入やテレワーク環境の整備等を推進し、生産性の向上を図ると同時に技術力やマーケティング力を強化しつつ、経費削減や更なる経営の合理化の推進なども継続して行ってまいります。

また、地域創生と民間活力の拡大に向け、農林事業や観光事業を通じた地域活性化を進めていますが、IoTやビッグデータを活用した新社会インフラの構築を目指して、既存の事業会社をラボセンターとして活用し新事業創出を進め、グループ全体の業績向上による企業価値の極大化の実現を目指してまいります。

③ 海外事業展開の推進

新たな社会インフラを構築していくためには、海外コンサルティング能力を高めることが必要不可欠です。海外事業分野においては、バンコク現地駐在員事務所及びミャンマー支店に加えて、新たにバンコクに現地法人を設立し、東アジア開拓拠点として国際機関や大学とも協力しつつ、現地企業とのアライアンス等の推進により、東南アジアでの市場拡大を進めてまいります。

④ 持続可能な発展に向けた貢献

持続的に発展するためのESG（環境、社会、ガバナンス）への対応としては、当社グループの重要な社会課題を特定し、その課題解決に取り組むことで、引き続き国連が定めるSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に貢献してまいります。そして、事業及び収益の拡大に加え、リスク管理、安全管理、品質管理を徹底するとともにコンプライアンスを遵守した経営ならびに内部統制の強化にも積極的に取り組んでまいります。

⑤ 経営基盤整備のためのM&A及び他社とのアライアンス等の推進

2019年には、株式会社アークコンサルタント、株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツ、株式会社二神建築事務所及び株式会社ダイミックの4社を子会社化するなど、弱点地域・弱点事業領域の解消、技術者不足への対応なども進めてまいりました。更なる企業価値の極大化を目指し、国内外において引き続き他社とのアライアンス等の推進を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

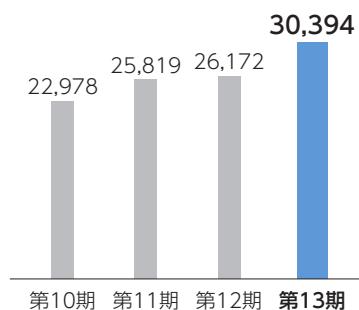
## 9. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第10期 2017年5月期	第11期 2018年5月期	第12期 2019年5月期	第13期(当期) 2020年5月期
完成業務高	22,978	25,819	26,172	30,394
経常利益	1,260	1,639	1,709	3,203
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△293	966	1,261	2,029
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△51.18	168.45	189.39	298.31
総資産	23,457	24,847	26,731	31,185
純資産	14,772	15,751	18,149	20,324

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 当社は第12期より株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第12期の期首から適用しており、第11期の総資産額については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

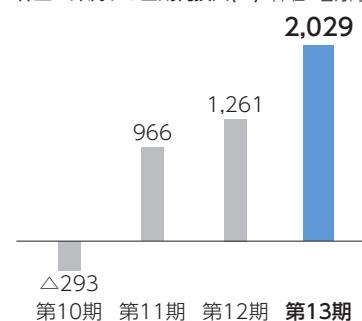
完成業務高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況 (2020年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
(株)エイト日本技術開発	2,056	総合建設コンサルタント事業	100.0
日本インフラマネジメント(株)	45	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)近代設計	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)共立エンジニア	56	総合建設コンサルタント事業	100.0
共立工営(株)	22	総合建設コンサルタント事業	100.0
都市開発設計(株)	31	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
(株)北海道近代設計	25	総合建設コンサルタント事業	100.0 (100.0)
(株)アークコンサルタント	50	総合建設コンサルタント事業	100.0
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ	50	総合建設コンサルタント事業	100.0

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

3. 当社の連結子会社は、上記(2)「重要な子会社の状況」に記載の9社であり、本項7.「他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況」記載の(株)ダイミック及び(株)二神建築事務所は非連結子会社であるため、重要な子会社には含んでおりません。

### (3) 特定完全子会社の状況

- ① 特定完全子会社の名称及び所在地      株式会社エイト日本技術開発      岡山県岡山市
- ② 当社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額  
18,078百万円
- ③ 当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額      22,709百万円

## 11. 主要な事業内容 (2020年5月31日現在)

区分及び主要事業		会社名
グループ全体を管理・統括する持株会社		E・Jホールディングス(株) (当社)
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント業務	(株)エイト日本技術開発 日本インフラマネジメント(株)
	補償コンサルタント	(株)近代設計 (株)共立エンジニア
	測量	共立工営(株) 都市開発設計(株)
	調査業務	(株)北海道近代設計 (株)アークコンサルタント (株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ

## 12. 主要な営業所 (2020年5月31日現在)

(1) 当社 本社 岡山県岡山市

### (2) 重要な子会社

名称	所在地
(株)エイト日本技術開発本店	岡山県岡山市
日本インフラマネジメント(株)本社	岡山県岡山市
(株)近代設計本社	東京都千代田区
(株)共立エンジニア本社	島根県松江市
共立工営(株)本社	愛媛県松山市
都市開発設計(株)本社	群馬県前橋市
(株)北海道近代設計本社	北海道札幌市
(株)アークコンサルタント本社	岡山県津山市
(株)アイ・デベロップ・コンサルタンツ本社	福岡県福岡市

### 13. 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

#### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
1,517名	140名増

(注) 当事業年度の使用人数は、「12. (2) 重要な子会社」の使用人数であります。

#### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
19名	0名

### 14. 主要な借入先 (2020年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	954百万円
三井住友信託銀行株式会社	210百万円
株式会社トマト銀行	48百万円

### 15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式会社の株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

### 1. 発行済株式総数（自己株式を除く）に占める割合の上位10名の株主

株主名	株式数 (株)	持株比率 (%)
株式会社八雲	1,931,200	28.03
E・Jホールディングス社員持株会	337,620	4.90
小谷裕司	204,800	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	195,322	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	169,400	2.45
小谷満俊	112,500	1.63
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	94,000	1.36
合同会社Y & K	90,000	1.30
三井住友信託銀行株式会社	79,000	1.14
小谷浩治	78,000	1.13
株式会社山陰合同銀行	78,000	1.13

(注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合で、小数点以下第3位を切り捨てにしております。

2. 自己株式には「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式は含まれておりません。

### 2. その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	29,000,000株	
(2) 発行済株式の総数	普通株式	7,261,060株 (自己株式数	371,640株を含む)
(3) 株 主 数		4,280名	

## 3 株式会社の会社役員に関する事項

### 1. コーポレート・ガバナンスの概要

#### (1) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、グループ全体の企業価値の向上並びに株主に対する経営の透明性を高めるために必要なコーポレート・ガバナンスの実践を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定及び業務執行並びにその監督を確実に実施すべく、持株会社である当社に経営の意思決定及び監督機能を持たせ、各事業会社に業務執行機能を分離することで、経営の質的向上を図り、急激な経営環境の変化に対して迅速な意思決定を行うこととしております。また、当社経営に対するより高い信頼と評価を確保するために、当社グループ全役員が、関係法令や企業倫理の遵守を通して社会的責任を果たすことができる体制を構築、整備し、不祥事の発生防止に努めております。

#### (2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役2名を含む取締役7名の取締役会設置会社であり、また、社外監査役2名を含む監査役3名の監査役会設置会社であります。各取締役及び監査役は、客観的視点や専門的知識による広い視野で、監視及び監査機能を発揮し、また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、2019年4月1日に社外取締役及び社外監査役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置しております。

### 2. 指名・報酬委員会の概要

#### (1) 設置の目的

取締役会の委嘱により、取締役及び監査役の選定等ならびに各取締役の報酬等の内容に関わる事項等について必要な審議を行い、もって経営の透明性の向上に資することを目的に設置し、3月と6月の年2回開催する計画となっております。

#### (2) 役員候補者の選任と指名にあたっての方針と手続き

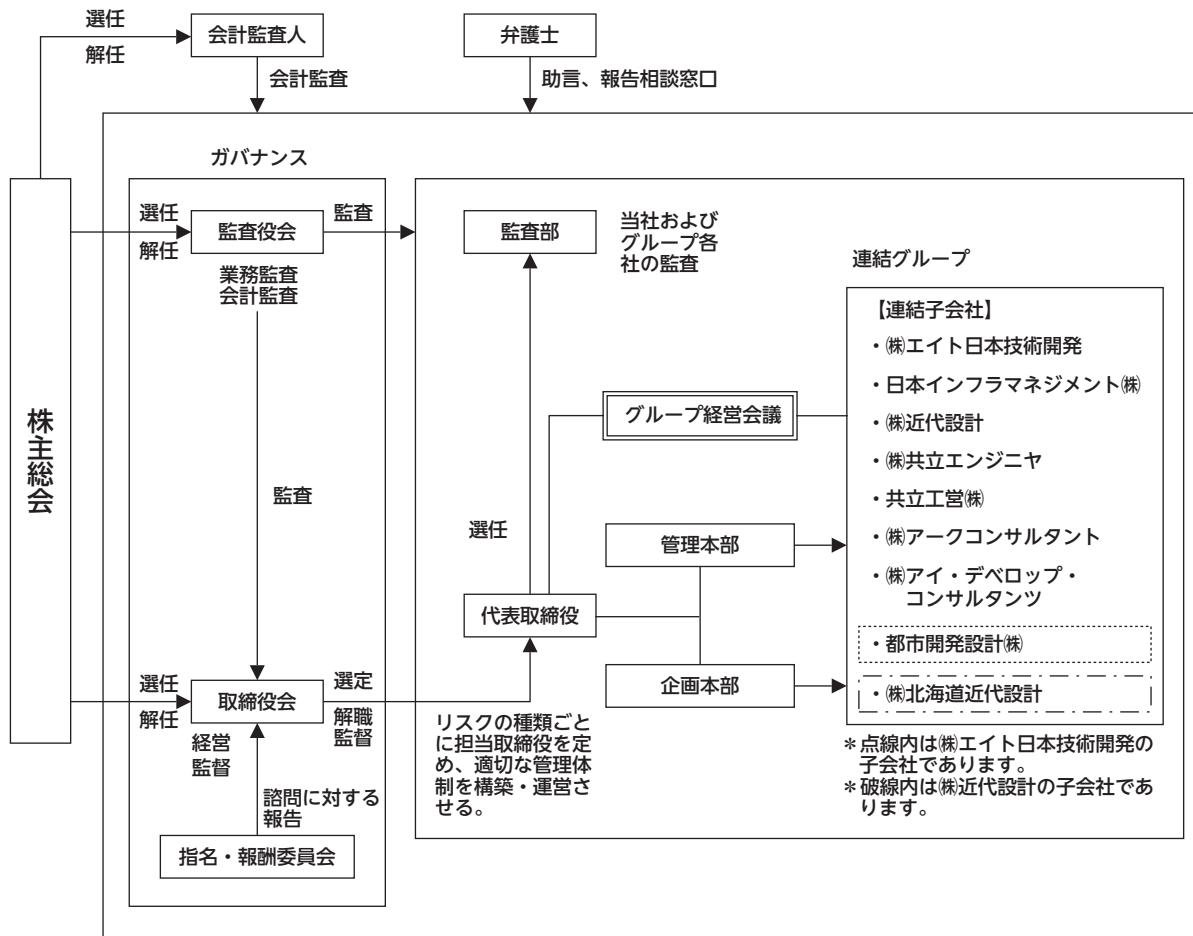
- ・取締役候補者は、人格・識見・健康に優れ、当社グループ企業の企業価値の最大化に資する人材であることを要件としております。
- ・取締役候補者は、経営理念、経営ビジョンの継続性を尊重し、中期経営計画の達成に向け、経営環境の変化を見据えた適時適確な判断が行えるよう、就任期間や年齢等においても適切であることを要件としております。
- ・取締役候補者には、多様な視点に基づく意思決定機能の強化と当社グループ企業の業務執行に対する監督機能の強化を目的として、社外取締役が複数人含まれることを要件としております。
- ・取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において十分に審議された上で、取締役会において選定しております。
- ・監査役候補者は、職責を全うすることが可能か、代表取締役、取締役、当社グループ企業の取締役からの独立性確保等、監査役としての適確性を慎重に検討しております。
- ・社外監査役候補者は、前記要件に加えて、独立性判断に関する具体的基準に照らして問題がないことを確認しております。
- ・監査役候補者の選定にあたっては、当会議案を監査役会が十分に検討し、同意した上で、取締役会において選定しております。

#### (3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

##### ① 役員報酬の基本設計

- ・取締役の報酬は、企業価値の最大化に寄与する報酬設計としております。具体的には、金銭報酬としての固定給及び短期業績報酬並びに中期業績連動型株式報酬で構成されております。

- ・報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に業界の中位水準を志向して、役員報酬内規を設定しております。
  - ・社外取締役及び社外監査役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、固定給のみとしております。
- ② 役員報酬の決定手続
- ・取締役の報酬制度や基準の設定、役員毎の報酬水準の検証と見直し、業績連動型株式報酬の割当については、メンバーの過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会において十分に審議し、取締役会に報告しております。



### 3. 取締役及び監査役の状況 (2020年5月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 谷 裕 司	—	(株)エイト日本技術開発 代表取締役社長 (株)八雲 代表取締役社長
取締役	磯 山 龍 二	関係会社担当	(株)エイト日本技術開発 代表取締役副社長
取締役	浜 野 正 則	管理本部長	(株)エイト日本技術開発 取締役
取締役	坂 野 雅 和	監査部担当	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
取締役	小 谷 満 俊	企画本部長	—
社外取締役	阪 田 憲 次	—	一般社団法人岡山県コンクリート技術センター理事長
社外取締役	二 宮 幸 一	—	—
常勤監査役	藤 井 勉	—	(株)エイト日本技術開発 常勤監査役
社外監査役	松 原 治 郎	—	公認会計士
社外監査役	宇佐美 英 司	—	弁護士

- (注) 1. 2019年8月29日開催の第12回定時株主総会において、坂野雅和氏及び小谷満俊氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2019年8月29日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、藤井勉氏及び古川保和氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役の阪田憲次氏及び二宮幸一氏は、社外取締役であります。
4. 2019年8月29日開催の第12回定時株主総会において、藤井勉氏及び宇佐美英司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2019年8月29日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、澤嗣郎氏及び佐々木秀一氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
6. 監査役の松原治郎氏及び宇佐美英司氏は、社外監査役であります。
7. 監査役松原治郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役宇佐美英司氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役阪田憲次氏、二宮幸一氏及び監査役松原治郎氏、宇佐美英司氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

#### 4. 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の種類別総額		支給総額
		金銭報酬	株式報酬	
	名	百万円	百万円	百万円
取締役 (内社外取締役)	9 (2)	74 (6)	4 (-)	78 (6)
監査役 (内社外監査役)	5 (3)	16 (8)	- (-)	16 (8)
合計 (内社外役員)	14 (5)	90 (15)	4 (-)	94 (15)

- (注) 1. 当社の社外取締役を除く取締役（以下、社内取締役という）の報酬は、金銭報酬と株式報酬で構成され、社外取締役の報酬は金銭報酬としております。
2. 金銭報酬の報酬限度額は、2009年8月26日の第2回定時株主総会により総額200百万円以内であります。また、それとは別枠で3年の信託期間で上限を24百万円とする株式報酬を、2018年8月24日の第11回定時株主総会決議に基づき導入しております。
3. 監査役の報酬は、2011年8月26日の第4回定時株主総会にて50百万円以内と定めております。
4. 上記の株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額4百万円です。

#### 5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	活動状況
社外取締役	阪 田 憲 次	当事業年度の取締役会は13回開催され全て出席し、土木工学分野の専門家としての観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社外取締役	二 宮 幸 一	当事業年度の取締役会は13回開催され全て出席し、証券・金融業界での豊富な経験と高い見識による資本政策等の観点から必要な意見や助言を適宜行っております。
社外監査役	松 原 治 郎	当事業年度の取締役会は13回開催され全て出席し、また、監査役会は10回開催され全て出席し、議案・審議等につき、財務・会計の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宇佐美 英 司	同氏が就任した2019年8月29日の定時株主総会終結以降の取締役会は10回開催され全て出席し、また、監査役会は8回開催され全て出席し、議案・審議等につき、法務の専門家としての観点から必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外役員と当社の間には重要な取引関係等は有りません。

## 4 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 会計監査人に対する報酬等の額

#### (1) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に係る報酬等の額

16百万円

#### (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していないため、これらの合計額を記載しております。

#### (3) 監査役会が上記報酬等に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法及び見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

#### (4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査業務等を委託し、対価を支払っております。

### 3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

### 4. 責任限定契約

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社がこれからも、より高い信頼と評価を獲得し、顧客、株主、地域社会、社員等すべてのステークホルダーから支持され続けるため、取締役会において次のとおり業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を決議しております。

### 1. 当社及びグループ企業（以下、グループ企業等という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、法令及び定款を遵守するとともに、E・Jグループ中期経営計画等に掲げる企業理念・経営方針にのっとり、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、グループ企業等の横断的な内部統制の充実と監視体制の整備を図る。

- ◇ コンプライアンス・プログラムやその他社内規程、並びに関係する法令の役職員への周知徹底を推進する。
- ◇ コンプライアンス担当部署を明確にするとともに、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかかつ適切に指摘できる内部通報手続制度等の対応体制の整備を図る。
- ◇ 適切な業務運営体制を確保すべく、代表取締役直轄の「監査部」が内部監査規程等に基づく内部監査を定期的に実施・報告する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、漏洩等のないよう万全を期すとともに、必要に応じて執行状況等の確認・検証等が適切かつ迅速に実施できる体制整備を図る。

- ◇ 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い、保存・管理する。
- ◇ 取締役が、常にこれらの情報を閲覧できる体制を整備する。
- ◇ 重要な情報の開示については、法令及び社内規程に従い適正に行う。

### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理（以下、リスク管理という）に関しては、適切かつ迅速に対応できる体制の整備を図る。

- ◇ 代表取締役は、リスクの種類ごとに担当取締役を定め、グループ企業等の適切な管理・情報伝達の体制を整備する。
- ◇ 取締役は、損失の危機を予防・回避するため、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアル等の整備をするとともに、グループ企業等への周知・徹底を図る。
- ◇ リスクが顕在化し、重大な損害等の発生が予測される場合は、担当取締役を責任者とする迅速かつ的確な情報コントロールと対応体制を整備する。
- ◇ 監査部門の内部監査規程に基づく、グループ企業等を含む定期的な内部監査体制を整備し、グループ企業等内における問題点・課題等の把握に努める。

## 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の整備を図る。

- ◇ 中期経営計画、年度予算制度に基づきグループ予算を策定するとともに、連結ベースでの業績管理を行う。
- ◇ 社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行を行う。
- ◇ グループ企業等の業績状況の収集・提供体制を確保し、取締役並びに取締役会が迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

## 5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業等の役職員が職務遂行にあたり、統一的かつ横断的なコンプライアンスの実践と監視を図るための体制を整備する。

- ◇ グループ企業等の各種計画・方針等の実践において意思統一を図るため、情報連絡体制を充実させるとともに、その周知徹底を図る。
- ◇ グループ企業等に影響を及ぼす重要な事項については、グループ経営会議等の緊急招集を含め、迅速かつ適切な情報連絡と対応体制の整備を図る。
- ◇ グループ企業等の代表者及び取締役が参加する経営会議を定期的開催し、経営上重要な事項の検討や職務の執行に係る事項等で意思疎通を図り、グループ企業等の連携した迅速かつ適切な意思決定並びに業務執行が可能な体制を整備する。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人（以下、当該使用人という）に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ◇ 当社の監査役は、必要に応じ監査部所属の職員を監査役の職務補助として従事させることができる。
- ◇ 当該使用人は、その職務の遂行に関して取締役の指揮・命令を受けないものとする。
- ◇ 当該使用人が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事しなければならない。

## 7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役に対し、法令、定款その他の社内規程に定められた事項に加え、下記事項を報告する。
  - ① 会社に著しい損害及び重大な影響を及ぼす事項の発生する恐れがある場合、あるいは発生した場合。
  - ② 企業倫理に関する苦情・相談に対する通報の状況。

- ③ グループ経営会議に付議・報告された事項。
- ④ その他監査役会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
- ◇ グループ企業等の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ◇ 当社の監査役に上記報告及び情報提供を行ったグループ企業等の者が、当該報告等したことを理由に不利益な取扱いを受けないよう、内部通報規定を遵守するとともに、グループ企業へ遵守の徹底を図る。

## 8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ◇ 当社の監査役が職務の遂行について、当社に対し前払いまたは償還等の請求をなした場合、当該請求が監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ◇ 当社は、毎年、監査役会承認の監査計画に基づき、監査役の職務の遂行に生じる費用等の予算を設ける。

## 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ◇ 取締役会等重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じての取締役及び使用人の説明を求める体制を整備する。
- ◇ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努め、円滑な職務の遂行体制を整備する。
- ◇ 監査役と代表取締役、監査役と監査部、監査役と会計監査人の定期的な報告会を開催する。
- ◇ 監査役と監査部と会計監査人の合同による定期的な情報・意見交換会を開催する。
- ◇ グループ企業の監査役及び当社監査役との合同の情報・意見交換会を定期的に開催する。

(上記基本方針に基づく具体的な取組み)

## 1. グループ企業等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業等の事業活動は、独占禁止法、下請法、会社法、金融商品取引法その他様々な法令等の規制を受けており、グループ企業等各社では、コンプライアンス・プログラムを作成し、行動規範、遵守項目、行動指針などを定め、すべての役職員が法令順守の徹底に努めております。また、「リスク管理規程」を制定し、法令違反等が発生した場合の是正体制、また、法令違反等を発見した場合の内部通報手続きや通報者保護を明文化し、速やかかつ適切に指摘できる体制を整備しております。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令・社内規程に従い、会議等の議事録を作成し所管部署にて適切に保管・管理するとともに、監査役等からの要請に応じ、常に閲覧できる体制にあります。

## 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、定期的開催されるグループ経営会議において、常時情報交換を行うとともに、リスクの発生が予測される場合は、グループ企業等全体で対応できる体制を整備しております。また、グループ企業等を含む定期的な内部監査を実施し、必要に応じ改善等の対応を図っております。

## 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「E・Jグループ第4次中期経営計画」を策定し、連結ベースでの業績管理を行うとともに、グループ経営会議等でその状況を確認し、必要策を審議し、迅速に対応しています。

## 5. 当社、その親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

定期的にグループ経営会議を開催し、「E・Jグループ第4次中期経営計画」の目標達成のため、経営上重要な事項や職務の執行に係る事項等の審議、検討を行い企業集団としての統一かつ横断的な経営とコンプライアンスの徹底に努めています。

## 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に応じ、職務補助員を従事させております。職務補助員が兼務する場合は、監査役から指示された職務の遂行を優先し従事するものとしています。

## 7. グループ企業等の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、グループ経営会議に出席し、グループ企業等の状況を把握するとともに、監査役監査の一環としてグループ企業等の取締役、従業員からヒヤリング等を実施しています。また、当社監査役主催の定例のE・Jグループ監査役連絡会において情報交換や報告がなされています。

---

## 8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用は、毎年監査計画で予算化するとともに、その費用は請求に応じ速やかに償還等の処理を行っています。

## 9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会等の重要な会議への出席や当社監査役主催によるグループ企業等の監査役、会計監査人と当社内部監査部の合同による「三様監査会議」を四半期ごとに開催し、定期的に情報と意見を交換し、監査の実効性を高めています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 2020年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(31,185)</b>	<b>(負債の部)</b>		<b>(10,860)</b>
<b>流動資産</b>		<b>20,580</b>	<b>流動負債</b>		<b>9,007</b>
現金及び預金		14,138	業務未払金		924
受取手形及び完成業務未収入金		2,428	1年以内返済予定の長期借入金	注1	430
有価証券		49	未払金		905
未成業務支出金及び貯蔵品	注2	3,463	未払費用		1,600
業務前渡金		55	未払法人税等		439
前払費用		257	未払消費税等		551
その他		190	未成業務受入金		4,016
貸倒引当金		△2	業務損失引当金	注2	6
<b>固定資産</b>		<b>10,604</b>	その他		132
<b>有形固定資産</b>		<b>5,031</b>	<b>固定負債</b>		<b>1,852</b>
建物及び構築物	注1.3	2,224	社債		50
機械装置及び運搬具	注3	56	長期借入金	注1	844
工具器具及び備品	注3	463	リース債務		3
リース資産	注3	4	繰延税金負債		51
土地	注1	2,271	退職給付に係る負債		741
建設仮勘定		10	役員株式給付引当金		31
<b>無形固定資産</b>		<b>1,319</b>	従業員株式給付引当金		17
のれん		1,023	長期未払金		79
その他		296	債務保証損失引当金	注5	17
<b>投資その他の資産</b>		<b>4,253</b>	預り保証金		15
投資有価証券		2,748	<b>(純資産の部)</b>		<b>(20,324)</b>
賃貸用不動産	注4	406	<b>株主資本</b>		<b>19,819</b>
繰延税金資産		316	資本金		2,000
退職給付に係る資産		49	資本剰余金		3,785
その他		860	利益剰余金		15,093
貸倒引当金		△128	自己株式		△1,058
			その他の包括利益累計額		505
			その他有価証券評価差額金		410
			退職給付に係る調整累計額		94
<b>資産合計</b>		<b>31,185</b>	<b>負債純資産合計</b>		<b>31,185</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

2019年6月1日から2020年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	金額
売上高			
完成業務高			30,394
売上原価			
完成業務原価	注 1.2		20,470
<b>売上総利益</b>			<b>9,923</b>
販売費及び一般管理費			6,938
<b>営業利益</b>			<b>2,984</b>
営業外収益			
受取利息及び配当金		37	
不動産賃貸収入		28	
持分法による投資利益		145	
受取保険金		43	
その他		31	286
営業外費用			
支払利息		15	
不動産賃貸費用		17	
支払保証料		12	
貸倒引当金繰入額		9	
その他		12	67
<b>経常利益</b>			<b>3,203</b>
特別利益			
投資有価証券売却益		30	
固定資産売却益	注 3	3	34
特別損失			
投資有価証券評価損		65	
固定資産除却損	注 4	25	
固定資産売却損	注 5	3	94
<b>税金等調整前当期純利益</b>			<b>3,143</b>
法人税、住民税及び事業税		690	
法人税等調整額		424	1,114
<b>当期純利益</b>			<b>2,029</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>			<b>2,029</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 2019年6月1日から2020年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,000	3,785	13,022	△1,063	17,743
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△261	—	△261
連結範囲の変動	—	—	23	—	23
持分法の適用範囲の変動	—	—	280	—	280
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,029	—	2,029
自己株式の処分	—	—	—	5	5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	2,071	5	2,076
当期末残高	2,000	3,785	15,093	△1,058	19,819

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	292	112	405	18,149
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△261
連結範囲の変動	—	—	—	23
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	280
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	2,029
自己株式の処分	—	—	—	5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	117	△17	99	99
当期変動額合計	117	△17	99	2,175
当期末残高	410	94	505	20,324

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称 株式会社エイト日本技術開発、日本インフラマネジメント株式会社、株式会社近代設計、株式会社共立エンジニア、共立工営株式会社、都市開発設計株式会社、株式会社北海道近代設計、株式会社アークコンサルタント、株式会社アイ・デベロップ・コンサルタント

(連結の範囲に関する事項の変更)

当連結会計年度より、株式会社アークコンサルタントについては重要性の観点から、株式会社アイ・デベロップ・コンサルタントについては株式を取得したため新たに連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社エンジョイファーム他7社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、かつ全体として重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 株式会社演算工房

(持分法の適用に関する事項の変更)

株式会社演算工房については、重要性の観点から当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

##### (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

株式会社エンジョイファーム他8社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社8社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

##### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等にもとづく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は以下のとおりであります。

未成業務支出金 …… 個別法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

##### ② 賃貸用不動産 …… 定率法

ただし、有形固定資産（リース資産を除く）及び賃貸用不動産について、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～60年

賃貸用不動産 8年～50年

##### ③ 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

##### ④ リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 業務損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成業務の損失見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 従業員株式給付引当金

株式交付規程に基づく執行役員その他所定の職位を有する者のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～12年）による定額法によりそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理することとしております。

なお、一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、金額が僅少なものについては発生年度に全額償却することとしております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 完成業務高の計上基準

進捗部分について成果の確実性が認められる業務については業務進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については業務完成基準を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 連結貸借対照表に関する注記

- 注1. 担保資産及び担保付債務  
担保に供している資産は、以下のとおりであります。
- |         |       |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 14百万円 |
| 土地      | 14百万円 |
| 計       | 29百万円 |
- 担保付債務は、以下のとおりであります。
- |                |       |
|----------------|-------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 6百万円  |
| 長期借入金          | 41百万円 |
| 計              | 48百万円 |
- 注2. 損失の発生が見込まれる業務契約に係る未成業務支出金は、これに対応する業務損失引当金29百万円を相殺して表示しております。
- 注3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,319百万円
- 注4. 賃貸用不動産の減価償却累計額 402百万円
- 注5. 保証債務  
連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
- |           |       |
|-----------|-------|
| (株)那賀ウッド  | 17百万円 |
| 債務保証損失引当金 | 17百万円 |
| 差引        | 一百万円  |

## 連結損益計算書に関する注記

- 注1. 未成業務支出金の収益性の低下による簿価切下額  
完成業務原価 △3百万円
- 注2. 完成業務原価に含まれている業務損失引当金繰入額 2百万円
- 注3. 固定資産売却益の内訳
- |           |      |
|-----------|------|
| 建物及び構築物   | 0百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 0百万円 |
| 工具器具及び備品  | 0百万円 |
| 土地        | 1百万円 |
- 注4. 固定資産除却損の内訳
- |          |       |
|----------|-------|
| 建物及び構築物  | 3百万円  |
| 工具器具及び備品 | 0百万円  |
| 撤去費用     | 22百万円 |
- 注5. 固定資産売却損の内訳
- |         |      |
|---------|------|
| 建物及び構築物 | 0百万円 |
| 土地      | 2百万円 |



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）4. 参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,138	14,138	—
(2) 受取手形及び完成業務 未収入金 貸倒引当金（注1）	2,428 △0		
	2,427	2,427	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,841	1,841	—
資産 計	18,406	18,406	—
(1) 業務未払金	924	924	—
(2) 未払金	905	905	—
(3) 長期借入金（注2）	1,275	1,275	0
負債 計	3,104	3,104	0

(注) 1. 受取手形及び完成業務未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 1年以内返済予定の長期借入金も含めております。

3. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格及び基準価格によっております。

## 負債

(1) 業務未払金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利によるものは、市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	956

(注) 市場価格がないことなどにより、時価を把握することが極めて困難と認められます。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

連結子会社の株式会社エイト日本技術開発は、岡山県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。また、保有する土地の一部に遊休資産があります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
427	460

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額にもとづいて自社で算定した金額であります。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,987円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 298円31銭   |

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」54,875株、「従業員向け株式交付信託」31,047株）。
2. 「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」55,715株、「従業員向け株式交付信託」31,967株）。

## その他の注記

(企業結合等関係)

取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

①被取得企業の名称 株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツ

事業の内容 建設コンサルタント事業

②被取得企業の名称 株式会社シグマホールディングス

事業の内容 持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツは、建設コンサルタントとして福岡市に本社を置き、九州北部及び西部地域を主な営業基盤として20年余りの業歴を有しております。

当社グループにおいて、九州地域での業容拡大は課題でありました。同社をグループ化することで、九州地域における事業基盤の強化と事業規模拡大を目指すものであります。

(3) 企業結合日

2019年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 企業結合後の名称

株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツ

なお、株式会社シグマホールディングスは、2019年9月1日に株式会社アイ・デベロップ・コンサルタンツを存続会社とする吸収合併により消滅しております。これらは、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

### 2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2020年5月31日まで

### 3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,739百万円
-------	----	----------

取得原価		1,739百万円
------	--	----------

### 4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	78百万円
-----------	-------

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) のれんの発生金額

1,104百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

11年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	625百万円
固定資産	164百万円
資産合計	789百万円

流動負債	99百万円
固定負債	55百万円
負債合計	155百万円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却年数
受注関連資産	117百万円	2年
顧客関連資産	44百万円	9年
合計	162百万円	3年

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(株式報酬制度)

1. 取締役向け株式交付信託

当社は、2018年8月24日開催の第11回定時株主総会及び連結子会社の定時株主総会決議に基づき、当社及び一部の連結子会社の取締役のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた取締役向け株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。(信託契約日 2018年12月7日)

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社及び連結子会社が定める株式交付規程に基づいて、各取締役に対するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は60百万円、株式数は54,875株であります。

## 2. 従業員向け株式交付信託

当社は、2018年7月13日の取締役会決議に基づき一部の連結子会社の執行役員その他所定の職位を有する者のうち受益者要件を満たす者を対象に、当社株式を用いた従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。（信託契約日 2018年12月7日）

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、連結子会社が定める株式交付規程に基づいて、各従業員に対するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退職時であります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は30百万円、株式数は31,047株であります。

## 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りに与える影響）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当連結グループにおいても受注高の減少及び工期延伸による売上高の減少により、翌連結会計年度の業績に影響する可能性があります。

当感染症の今後の拡がり方や収束時期を合理的に予測することは現時点では困難な状況であることから、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りにおいては、一定の影響を及ぼすものの業績への影響は限定的であると仮定しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 2020年5月31日現在

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(22,709)</b>	<b>(負債の部)</b>		<b>(951)</b>
<b>流動資産</b>		<b>1,061</b>	<b>流動負債</b>		<b>235</b>
現金及び預金		953	1年以内返済予定の長期借入金		216
前払費用		7	未払金		1
未収還付法人税等		96	未払費用		9
その他		3	未払法人税等		6
			預り金		1
<b>固定資産</b>		<b>21,648</b>	<b>固定負債</b>		<b>716</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>0</b>	長期借入金		700
工具器具及び備品	注1	0	繰延税金負債		9
<b>投資その他の資産</b>		<b>21,648</b>	役員株式給付引当金		6
投資有価証券		194			
関係会社株式		21,447	<b>(純資産の部)</b>		<b>(21,757)</b>
長期前払費用		5	<b>株主資本</b>		<b>21,723</b>
			<b>資本金</b>		<b>2,000</b>
			<b>資本剰余金</b>		<b>16,426</b>
			資本準備金		1,500
			その他資本剰余金		14,926
			<b>利益剰余金</b>		<b>3,759</b>
			その他利益剰余金		3,759
			繰越利益剰余金		3,759
			<b>自己株式</b>		<b>△462</b>
			<b>評価・換算差額等</b>		<b>33</b>
			その他有価証券評価差額金		33
<b>資産合計</b>		<b>22,709</b>	<b>負債純資産合計</b>		<b>22,709</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 2019年6月1日から2020年5月31日まで

(単位：百万円)

科目	注記番号	金額	
売上高			
関係会社経営管理料	注1	332	
関係会社受取配当金	注1	529	862
販売費及び一般管理費	注1		294
<b>営業利益</b>			<b>567</b>
営業外収益			
受取利息及び配当金	注1	9	
システム使用料	注1	6	
その他		0	16
営業外費用			
支払利息		2	
支払手数料		5	
その他		0	7
<b>経常利益</b>			<b>576</b>
<b>税引前当期純利益</b>			<b>576</b>
法人税、住民税及び事業税		19	
法人税等調整額		△1	17
<b>当期純利益</b>			<b>559</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 2019年6月1日から2020年5月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,000	1,500	14,926	16,426	3,461	3,461
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△261	△261
当期純利益	—	—	—	—	559	559
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	297	297
当期末残高	2,000	1,500	14,926	16,426	3,759	3,759

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	△467	21,421	32	21,453
当期変動額				
剰余金の配当	—	△261	—	△261
当期純利益	—	559	—	559
自己株式の処分	5	5	—	5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	1	1
当期変動額合計	5	302	1	304
当期末残高	△462	21,723	33	21,757

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

#### その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法

耐用年数は次のとおりであります。

工具器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役のうち受益者要件を満たす者への株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

注1. 有形固定資産の減価償却累計額	0百万円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
(株)アークコンサルタント	118百万円
(株)那賀ウッド	17百万円
計	135百万円

## 損益計算書に関する注記

注1. 関係会社との取引高	
売上高	862百万円
販売費及び一般管理費	6百万円
営業取引以外の取引高	8百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

保有する自己株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	462,440	—	4,878	457,562

- (注) 1. 普通株式の自己株式の減少は、信託による株式報酬制度で当該信託からの交付等による減少（「役員向け株式交付信託」2,325株、「従業員向け株式交付信託」2,553株）であります。
2. 当事業年度期首及び当事業年度末の普通株式の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式が含まれております（当事業年度期首「役員向け株式交付信託」57,200株、「従業員向け株式交付信託」33,600株、当事業年度末「役員向け株式交付信託」54,875株、「従業員向け株式交付信託」31,047株）。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
投資有価証券評価損		2百万円
役員株式給付引当金		1百万円
その他		1百万円
小	計	5百万円
評価性引当額		△2百万円
繰延税金資産合計		2百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△12百万円
繰延税金負債合計		△12百万円
差引：繰延税金負債の純額		△9百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)エイト日本 技術開発	直接 100%	経営指導 役員の兼任 (5名)	経営管理料の受取 (注1)	276		
				資金の貸付 (注2)	500	—	—
				貸付金の回収 (注2)	500		
				現物配当の受取 (注3)	252		
子会社	(株)近代設計	直接 100%	経営指導 役員の兼任 (2名)	資金の貸付 (注2)	600	—	—
				貸付金の回収 (注2)	600		

- (注) 1. 経営管理料については、グループ運営費用を基に決定しております。  
 2. 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の受入は行っておりません。  
 3. 現物配当の受取は、グループ内組織再編により、関係会社株式を取得したものであります。  
 4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,198円04銭
2. 1株当たり当期純利益	82円23銭

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期末の普通株式の数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」54,875株、「従業員向け株式交付信託」31,047株）。
2. 「1株当たり当期純利益」の算定上、株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（「役員向け株式交付信託」55,715株、「従業員向け株式交付信託」31,967株）。

## その他の注記

（企業結合等関係）

連結注記表のその他の注記（企業結合等関係）に記載のとおりであります。

（株式報酬制度）

連結注記表のその他の注記（株式報酬制度）に記載のとおりであります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

E・Jホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神田正史 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E・Jホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

E・Jホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神田正史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、E・Jホールディングス株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画（監査方針と重点監査項目、監査の分担等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について確認し、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社、事業部において業務等の状況を調査いたしました。また、子会社については、監査役とEJグループ監査役連絡会を通じて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について、取締役及び監査部、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月8日

E・Jホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 勉 ㊟

社外監査役 松原 治郎 ㊟

社外監査役 宇佐美 英 司 ㊟

以上

以上



# 株主総会会場ご案内図

\* 今回より会場を変更しておりますので、お間違いのないようご注意ください。

## 会場

岡山市北区駅元町1-5  
ホテルグランヴィア岡山 4階  
フェニックスの間  
電話：086-234-7000



## 交通のご案内

JR岡山駅から「さんすて岡山南館2F」で直結しています。

※ お車、自転車でのご来場はご遠慮ください。

